

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院生研究
2014年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院 法学研究科 法学政治学専攻		
研究代表者 (2015年3月現在 のものを記入)	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	法学研究科法学政治学専攻博士課程 後期課程2年	乙幡翔太郎 印	
指導教員	所属・職名	氏名	
	法学部・教授	川崎修 印	
自然・人文・社会の別	自然 ・ 人文 ・ <input type="checkbox"/> 社会	個人・共同の別	<input type="checkbox"/> 個人 ・ 共同 名
研究課題	エドモンド・バークとウィリアム・ジョーンズー「専制」をめぐる一		
研究組織 (2015年3月現在 のものを記入)	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
研究期間	2014 年度		
研究経費	(支出金額) 200,000円 / (採択金額) 200,000円		

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

① 本研究がカバーする学問分野及びその研究の概要
 本研究は18世紀末イギリスの政治家であるエドモンド・バーク(Edmund Burke,1729-1797)とカルカッタ高等法院判事のウィリアム・ジョーンズ(Willam Jones,1746-1794)、両者を思想的に比較分析したものである。18世紀末、イギリスにおいて新植民地インドをどのように理解すればよいのかという大きな問題が立ち上がってきた。バークとジョーンズは共に、インドに高度な文明があることを認めつつも、インドの法慣習、統治制度をめぐる見解において対立している。この対立はインドをめぐる利害対立にのみ還元できるようなものではなく、自然法認識の違いに根差す「専制」概念をめぐる思想内在的対立であることを示した。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入)

[エドモンド・バーク] [インド] [専制]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、まだ研究途上にあるものであり、当初の計画における導入部分を示したにすぎない。

18 世紀末のインド統治論争におけるエドモンド・バークとウィリアム・ジョーンズの「インドの専制」をめぐる概念的対立というテーマで研究を進めてきた。このテーマは昨年度より継続したテーマであるが、研究対象範囲、人物が広範に及び、継続した研究が求められるものである。しかし、本年度においては本テーマにいついてセッション参加の依頼があり、第 39 回社会思想史学会セッション F「自由主義思想の射程」において報告させていただいた。そのため、以下では、このセッションの際、報告した内容の要約を示すことで、研究成果の概要としたい。

「エドモンド・バークとウィリアム・ジョーンズ—「専制」をめぐる—」と題して報告させていただいた。本報告では 18 世紀末ブリテンのインド統治論争におけるエドモンド・バーク(Edmund Burke, 1729/30-1797)とウィリアム・ジョーンズ(William Jones, 1746-1794)の「インドの専制」をめぐる議論を取り上げた。バークとジョーンズは共にインド統治論争において、最初は共同歩調をとり、バークが東インド会社に関する法案を起草する際にも協力関係にあった。しかし、両者は東インド会社をめぐる政治的立場の違いから袂を分かつことになる。先行研究では、本国議会と東インド会社という政治的な立場の違いが強調され、両者の対立は政治史的な文脈において説明されてきた。しかし、政治的立場の相違以上に重要と思われるのが、彼らの間にあった思想内在的な対立である。

インドにはヨーロッパに匹敵するほどの社会が存在し、独自の法慣習と政治制度があると認識する点など、両者のインド観に大きな差異はなかったと思われる。しかし、インドの法慣習は「専制的」であるか否かをめぐって、両者の間には無視できない大きな思想的相違があった。それは「法の制約下でも専制がありうるか否か」という問題でもある。バークは「法と専制は永遠に対立する」と述べ、インドに法慣習がある以上、専制的ではあり得ないと結論づける。他方、ジョーンズはインドに「法の制約下での専制」を見出す。ここに「専制」と「法」をめぐる思想内在的な対立を見出すことができた。これは、君主の権力を規制する自然法についての認識の相違に発するものである。バークはコモン・ローの伝統における自然法観念をそのまま受け継ぎ、ジョーンズは伝統的な自然法観念から、ある種逸脱した考えをもっていることを浮き彫りにしていった。

本報告から植民地統治観という、これまで取り上げられることの少なかった問題を取り上げることで、バーク政治思想の新たな側面をクローズアップすることができた。

以下では本研究の独自性について述べていく。

第一に本研究は、政治史的な関心をもたれてきたインド統治論争を、政治思想的な文脈において再評価するという点で、先行研究を引き継ぎつつも問題関心において独自の視角を有するものである。特にエドモンド・バークとウィリアム・ジョーンズの対立は、もっぱら政治的対立としてのみ評価されてきたが、両者が使う個々の概念の意味するところを見ていくことで、当時の政治史の文脈では語りつくせない、思想内在的にインド統治論争を見ていくという新たな視点をバーク研究および帝国研究に与えるものである。

第二に、そもそもエドモンド・バークとウィリアム・ジョーンズの間には思想的な対立を読み込む研究自体が少ない。そのような状況のなかで、バークとジョーンズの思想的対立の淵源を自然法認識の違いに発すると捉えた点は、一定の独自性を有するものと考えられる。従来、バークの自然法認識はコモン・ロー的伝統における自然法観念をそのまま受け継いでいることは指摘されてきた。そして、ジョーンズのほうも、同じようにコモン・ロー的伝統の中で思考していると考えられてきた。しかし、「専制」という概念の認識の違いに注目したことで、ジョーンズのほうは伝統的な自然法の観念から逸脱した考えをもっていたことが判明した。そのため、本研究は当時のインド統治に関する議論の多様性の一端を示すことができ、そのことにより植民地統治初期の段階におけるインド統治論と 19 世紀以降のインド統治論の相違についての示唆することができた。19 世紀初頭、インドの植民地化がほぼ完成されていく中で、インドは野蛮で啓蒙が必要な未開社会として評価されるようになる。しかし、それ以前の 18 世紀後半においては、このような「インド野蛮論」とは位相を異にする視点があったのである。

研究成果の概要 つづき

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

セッション報告、「エドモンド・バークとウィリアム・ジョーンズ—専制をめぐって—」、
社会思想学会第39回研究大会、「セッションF 自由主義思想の射程」、2014年10月26日、於明治大学